

## 学校感染症罹患報告書

保護者記入

生徒が学校保健安全法第19条に定められている感染症（裏面参照）にかかっている、またはかかっている疑いがある場合は、学校での蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとります。お手数ですが、下記に御記入のうえ、登校再開の際に、担任または保健室へご提出ください。

年次 組 号 氏名

1 診断名

( )

2 出席停止を要する（要した）期間

令和 年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで

3 受診した医療機関

( )

4 受診日

令和 年 月 日 ( )

5 その他

令和 年 月 日

保護者名（自署）

※ボールペンで記入をしてください。

※登校再開後、担任または保健室へ提出をしてください。

※考査時には、医療機関の領収書または薬袋、お薬手帳など、医療機関を受診したことが分かる資料のコピーを添付してください。

出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ、解熱し症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	※ただし結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 手足口病 ヘルパンギーナ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで